

千葉県いじめ防止基本方針

平成26年8月20日
千葉県・千葉県教育委員会

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 4

1	千葉県いじめ防止対策推進条例制定の意義	4
(1)	いじめ防止対策推進法及び千葉県いじめ防止対策推進条例制定の経緯	4
(2)	千葉県のいじめの状況	5
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念	5
3	いじめの定義	6
(1)	定義に基づくいじめの判断	7
(2)	留意点	8
4	いじめの理解	8
5	いじめの防止等に関する基本的考え方	8
(1)	いじめの防止	8
(2)	いじめの早期発見	9
(3)	いじめへの対処	9
(4)	地域や家庭との連携について	9
(5)	関係機関との連携について	10
6	法及び条例が規定するいじめ防止等への組織的対応	10
(1)	いじめ防止基本方針	10
(2)	法第22条に規定する「いじめの防止等の対策のための組織」	11
(3)	法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」	11
(4)	法第14条第3項に規定する教育委員会の「附属機関」	11

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 12

1	県が実施すべき施策	12
(1)	県が実施すべき基本的事項	12
(2)	相談及び情報収集体制の充実	13
(3)	いじめの予防のための取組の推進	14
(4)	いじめの早期発見のための取組の推進	16

(5) 人材の確保及び資質の向上	16
(6) いじめの防止等のための啓発活動	18
(7) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	19
(8) 調査研究	20
2 市町村の役割	21
3 県及び市町村以外の学校の設置者の役割	22
4 学校及び学校の教職員の役割	22
(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定	22
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	28
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	29
5 保護者の役割	33
6 県民の役割	34
7 重大事態への対処	34
(1) 学校の設置者又は学校による調査	34
(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置	39
(3) 関係機関（県立学校、市町村教育委員会、私立学校など）が法第五章に 規定する対処等を実施しない等の相談を県が受けた場合	40
(4) 児童生徒が県外に所在する学校に在籍している等の理由により、重大事 態が県外で発生している場合	40
(5) 市町村との連携による再調査	41

第3 いじめの防止等のための対策の評価及び検証方法に関する事項 42

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 42

1 調査結果等の資料の保存について	42
2 教職員の業務の精選について	42
3 県基本方針の見直しについて	42

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 千葉県いじめ防止対策推進条例制定の意義

(1) いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）及び千葉県いじめ防止対策推進条例（平成二十六年千葉県条例第三十一号。以下「条例」という。）制定の経緯

いじめは、児童生徒が充実した環境で教育を受け、その個性や能力を伸ばさせながら人格を形成していくという当然の権利を奪う行為である。また、その後の児童生徒の人生に大きな影を落とし、回復しがたい傷を残すことになりかねず、場合によっては命さえ奪ってしまうものである。

いじめ問題はこれまでも度々社会問題化してきたが平成24年7月、大津市のいじめ事案の報道後は、いじめが大きな社会問題として再認識され、いじめ防止対策推進法の成立をはじめとした対応が全国的に急がれることとなった。

本県においても、県民のいじめ問題に対する関心、児童生徒、保護者の不安、そしていじめの根絶への期待が一層高まっていた。このため、法律の趣旨を踏まえつつ、県として取り組むべきことを整理し、いじめの防止及び発生したいじめへの迅速かつ適切な対応を推進し、県民一丸となっていじめの根絶を目指すために、その基本的指針となる条例の制定が必要であり、平成26年2月の定例県議会において県議会議員が発議し、千葉県いじめ防止対策推進条例の制定に至った。

度重なる重大事態の発生や、いじめで傷ついている子供たちの存在を重く受け止め、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策は、条例に基づき総合的、継続的に実施することが求められており、その不断の努力なくしては、子供たちをいじめから守ることはできない。

(目的)

第一条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童等の基本的人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、県が取り組むべき施策を整理し、及び積極的かつ効果的ないじめの防止等のための対策を実施することにより、児童等が健やかに成長することができる環境をつくることを目的とする。

(2) 千葉県のいじめの状況

文部科学省が毎年実施している、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、平成24年度の本県はいじめ認知件数は、21,028件、児童生徒1000人当たりの認知件数は32.2件となっており全国で6番目に多い。

5 平成24年度以前の状況についても本県はいじめ認知件数は全国的には多い方に分類できる。しかし、いじめ問題への対応は未然防止とともに早期発見、早期の適切な対応が重要であることから、認知件数が多いことを過大に問題視することなく、むしろ積極的にいじめを認知し、解消することが重要である。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

10 いじめはすべての児童生徒に関係する問題であり、すべての児童生徒が「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識」すること、自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいのかを理解し、行動できる力を身に付けることが、学校の内外を問わず「誰もがいじめの当事者となることのない環境を整える」ための中核をなすものである（条例第3条第1項）。また、それを実現で
15 きるような環境（規律ある学校環境、学校内外の相談体制等）を整えることが求められている。

そして、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要であり、そのために関係者が連携し、県民が一丸となって取り組んでいくことが必要である（条例第3条第2項）。このことが担保されない場合、いじめの相談や通報を
20 ためらうことにもなりかねず、いじめの防止等の対策の根幹を揺るがしかねないからである。

これらのいじめの防止等のための対策を実施する主体として条例では、学校が中心となることを明示している（条例第3条第1項）。これは、学校が児童生徒を直接に
25 指導する場であり、また、いじめが対人関係から発生することに鑑み、児童生徒に発達段階に応じて好ましい対人関係を築く力を養う役割が学校に期待されているからである。

なお、教育委員会や保護者、関係機関や団体等の役割が、この規定をもって減ずるものでないことは言うまでもなく、各々が学校と協力し、又は直接にいじめの防止等
30 のための対策を実施する責務・役割を有している。

また、条例は、児童生徒に対して、いじめを行ってはならないこと（条例第4条第1項）、いじめを認知しながら放置しないよう努めること（条例第4条第2項）を求めている。「いじめを放置しない」ことについては、大人社会においても誤りや不正を認識しながらも、それを是正するために同僚等、集団の仲間にも注意を与えることは

困難を感じる場合があることに思いをいたし、理想を掲げながらも、多くの児童生徒にとっては、このことが難しいことであるとの認識を持つ必要がある。

いじめを認知し、毎日嫌な思いをしながら見続けており、注意できないことに深い自責の念を持っている児童生徒がいることも想定して、実際に児童生徒が「いじめを
5 放置しない」ことを可能にする環境をつくることに注力する必要がある。

具体的には、各学校が実態に応じて、児童生徒がいじめに関する情報提供をしたことを他の児童生徒に知られずすむ具体的な方法を確立した上で、「学校がいじめに関する情報を強く求めている。」「情報提供者の秘密を厳守する。」等の強いメッセージを発信することと、そのメッセージが信用に値するような平素からの児童生徒と教職員
10 員の人間関係を醸成することである。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許
15 されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整
えることを基本として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を
助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識
して、国、県、市町村（学校を設置する一部事務組合を含む。以下同じ。）、学校、地域
20 社会、保護者、家庭その他の関係者の連携の下、取り組まれなければならない。

(いじめの禁止等)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することが
ないよう努めるものとする。

25 **3 いじめの定義**

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め
るところによる。

30 一 いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等
と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（イ
ンターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童
等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(二～五 略)

35

(1) 定義に基づくいじめの判断

いじめの定義については条例第2条により法と同様の定義がなされている。また「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国基本方針」という。）によって以下のように記載されている。

- 5 ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- 10 ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 15 カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- 20 キ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ク いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。
- 25 ケ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。
- 30 ○ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 35 ○ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) 留意点

5 (1) で挙げた「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 いじめの理解

10 国基本方針では、いじめについて以下の①～④の視点を示している。

- ①「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。」
- ②「いじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。」
- ③『暴力を伴わないいじめ』であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、『暴力を伴ういじめ』とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。」
- ④「学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、『観衆』としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている『傍観者』の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。」

20 いじめがいわゆる「荒れた学校」や「問題のある学年」、「問題のある児童生徒」に固有のものではなくほとんどの児童生徒がいじめの被害者になり得ること、また加害者にもなり得ることが調査データによって確認されている^{*1}

また、「集団全体にいじめを許容しない雰囲気」を醸成するには、児童生徒への働きかけに加えて、教職員の姿勢が大きな影響を与える。教職員の振る舞いがいじめに暗黙の了解を与えたり、いじめを助長したりすることが起こり得る問題を重く受け止める必要がある。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

30 県は、市町村その他の関係者と相互に連携して児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組を通じて「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組を通じて、児童生徒を心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むとともに、その他いじめの予防のための対策として法教育の視点からの人権の問題や、他

*1 いじめ追跡調査 2010-2012 平成25年7月国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

者をいじめることにより発生する責任などについての具体的な指導を推進することが必要である。

5 その際は、いじめの背景として、クラスや部活動などの集団が、友人関係等における不和・不仲や過度の競争意識などにより、ストレスを高める状態に陥っていないか留意するとともに、児童生徒には他者を尊重する気持ちを養い、自己肯定感を高め自信を持たせるなど、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

これらに加え、いじめ問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

10 いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対処の前提であり、定期的なアンケート調査や個別面談等により積極的にいじめの兆候を捉えにいく取組と、いじめを受けている又はいじめを認知した児童生徒が、速やかに相談できる体制を学校内外に整備する取組が重要である。

15 また、教職員をはじめとしたいじめから子供たちを守る大人たちのいじめに対する感度を高めるため、いじめ問題に直接携わる人材への研修や、県民に向けた啓発等も重要である。

(3) いじめへの対処

20 いじめの防止等の対策に関する基本理念にあるように、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが、何よりも重要である。

このように児童生徒を徹底して守り抜くために、学校は組織として対応し、家庭、教育委員会等と連絡を密にし、必要に応じて警察や児童相談所^{*2} など関係機関と速やかに連携を図ることが重要である。

25 また、いじめを行った児童生徒に対して事情確認（その児童生徒の家庭環境など背景も含んだ総括的なもの）した上で、適切に指導するとともに、いじめが発生したクラスや部活動等の集団の状況を適切に把握し、併せて、必要な指導を行い、再発防止を徹底する。

(4) 地域や家庭との連携について

30 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、地域や家庭との連携を図ることが重要である。具体的にはすべての県立学校に設置されている「開かれた学校づくり委員会」や「学校を核とした『県内 1000 か所ミニ集会』」を活用するこ

*2 いじめの背景に、児童生徒の非行や家庭の抱える困難など様々な要因も考えられる。児童相談所は、そうした問題を抱える児童生徒や家庭等からの相談に応じ、支援を行う機関である。学校と児童相談所がそれぞれの機能に基づき、役割分担を果たすことが重要である。

とが考えられる。

また、学校は、平素から積極的な情報発信に努めるなど家庭との連携強化に努め、いじめを含む問題行動等が発生した際に、迅速に協力し、対処できる体制を確立しておくことが重要である。

5 (5) 関係機関との連携について

個別の事案への対応はもとより、いじめの未然防止や早期発見の観点からも学校や家庭、教育委員会と関係機関（警察、児童相談所、法務局など）との連携は重要である。

10 連携を促進するため、県は市町村や各学校が関係機関に協力を要請しやすいような環境を整えることが必要である。

また、連携の成果を高めるためには、具体的な事例に基づき、どのような協力が可能なのか等、平素から検討しておく必要がある。

15 特に、3(2)で述べたとおり、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの等については、警察との連携が重要である。本県においては、平成25年1月から県教育委員会と県警察の連絡会議を発足させるなど、連携を強化しつつあるが、こうした取組を継続していくべきである。

6 法及び条例が規定するいじめ防止等への組織的対応

(1) いじめ防止基本方針

20 国及び学校は法により「いじめ防止基本方針」を策定することが義務付けられている。また、県や市町村は、「いじめ防止基本方針」の策定について、法で努力義務^{*3}とされているが、県の基本方針は条例に基づき策定することとしている。

(県いじめ防止基本方針)

25 第十一条 県は、法第十一条第一項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）を参酌し、本県の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「県いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 県いじめ防止基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 30 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
三 いじめの防止等のための対策の評価及び検証方法に関する事項

^{*3} 法第12条（地方いじめ防止基本方針）地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

四 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

3 県は、いじめに関する状況の変化を勘案し、及びいじめの防止等のための対策に関する評価を踏まえ、県いじめ防止基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを
5 4 県は、県いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しな
なければならない。

(学校いじめ防止基本方針)

第十二条 学校は、国いじめ防止基本方針、県いじめ防止基本方針及び法第十二条の規定に
より当該学校の所在する市町村が定める地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実
10 情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める
ものとする。

(2) 法第22条に規定する「いじめの防止等の対策のための組織」

15 (学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

法第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、
当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者
により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

20 法第22条により学校に設置することが義務付けられている。

(3) 法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」

設置することについて、法では、「置くことができる」となっているが、本県では
条例に基づき千葉県いじめ問題対策連絡協議会を設置している。

25 (千葉県いじめ問題対策連絡協議会)

第十九条 県は、いじめの防止等を、関係機関及び関係団体と連携して推進するため、学校、
千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）及び市町村の教育委員会、児童相談所、
千葉県地方務局、県警察その他の関係者により構成される千葉県いじめ問題対策連絡協議
会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

30 (2、3略)

(4) 法第14条第3項に規定する教育委員会の「附属機関」

設置することについて、法では、「置くことができる」となっているが、本県では
条例に基づき千葉県いじめ対策調査会を設置している。

(千葉県いじめ対策調査会)

第二十条 県教育委員会に、法第十四条第三項に規定する附属機関として、千葉県いじめ対策調査会（以下「いじめ対策調査会」という。）を置く。

2 いじめ対策調査会は、次の各号に掲げる事項を担当する。

一 いじめの防止等に関する調査研究

二 県が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議

三 重大事態（法第二十八条第一項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）が県立の学校で発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査

(3～12略)

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 県が実施すべき施策

(1) 県が実施すべき基本的事項

県は、国、市町村その他の関係者（学校関係団体、学校法人、保護者関係団体、民間団体等）と協力して、本県の実情に応じたいじめの防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する（条例第5条第1項）。これは、この基本方針に具体的ないじめの防止等の対策を示し、計画的に実施した後、その成果を点検、評価し、必要に応じた改善を実施する（PDCAサイクル）ことで具現化するものである。

また、県は、県立学校の設置者でもあることから、県立学校はいじめの防止等に関する施策を積極的に実施する責務を有する（条例第5条第2項）。

加えて、県は、市町村立学校や私立学校はいじめの防止等への取組を支援することが必要である（条例第5条第3項）。具体的には、県で作成した啓発資料や指導資料などの情報提供、教育相談体制の充実、市町村立学校でいじめの重大事態における対応の相談（例えば県の指導主事やスクールカウンセラースーパーバイザーを助言役として派遣すること）等が考えられる。なお、この際、法令上の市町村や学校法人に対する県の権限に変更を加えるものではないことに留意が必要である。

さらに、本県の特徴として、多数の児童生徒が県外に所在する学校に通学していることが挙げられる。これらの児童生徒がいじめを受けた場合、その対処は、第一義的には、当該児童生徒が通学する学校やその設置者になるものの、千葉県として認知したいじめを迅速に当該学校が所在する地方公共団体に通報し、通報先と連携して、当該児童生徒及び保護者を支援する必要がある（条例第5条第4項）。

(県の責務)

第五条 県は、国、市町村その他の関係者と協力して、本県の実情に応じたいじめの防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

5 2 県は、学校の設置者として県立の学校におけるいじめの防止等に関する施策を第一義的に実施する責務を有し、積極的な施策を講ずるものとする。

3 県は、県立の学校以外の学校におけるいじめの防止等に関する施策を補完的に実施することとし、当該学校の設置者の要請を受けた場合には、迅速に必要な措置を行って協力するものとする。

10 4 県は、県外に所在する学校に通学する児童等に係るいじめの防止等のため、当該学校の所在する地方公共団体その他の関係機関と必要な協力を行うものとする。

(2) 相談及び情報収集体制の充実

15 県は、児童生徒をはじめ、保護者、教職員等がいじめに関して安心して相談できるよう相談体制の充実を図る必要がある(条例第13条第1項)。相談体制の充実
は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に極めて重要な役割を果たす。その際、
個々の事案で、いじめを受けている児童生徒の性格、年齢、性別、置かれた状況等
は異なり、相談先が選択できることが重要である。

20 例えば、学校内にしか相談先がなく(実際に学校外にあったとしても周知されて
いない場合を含む)、いじめを受けていることを教職員に知られたくないと強く考
えて相談をためらい、いじめの認知が遅れてしまうということが考えられる。

25 この例からもわかるように児童生徒の相談を受け止めるセーフティーネットが広
く張りめぐらされていることが重要であり、相談体制の充実を図るに当たっては、
相談窓口の設置、人員の確保等のみならず利用しやすいように児童生徒、保護者へ
相談窓口等の周知徹底をすることも重要である。

また、相談体制の充実のためには、相談を受ける者の資質の向上を図る必要があ
る。各学校においては、スクールカウンセラー等を活用し、定期的に研修を実施す
るなど、教職員の資質向上に努める必要がある。

30 さらに、条例ではいじめ事案に対応する教職員が安心して相談できる体制をつく
ることも求めている。まずは、学校内で相互に支え合う体制を整備することが重要
であり、法により設置が義務付けられた「学校におけるいじめの防止等の対策のた
めの組織」や学校に配置されているスクールカウンセラーが相談先として考えられ
る。しかしながら、時として対応に迷い、客観的に第三者の助言を受けたいと考

ることなども想定できる。子どもと親のサポートセンター^{*4}は、そのような教職員が、匿名でも相談ができる体制となっている。

加えて、県は、県内のいじめに関する情報の収集を行い、迅速かつ適切な対応ができるよう体制の充実を図る必要がある（条例第13条第2項）。いじめに関する情報の収集としては、毎年実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」^{*5}によるほか、いじめに関する個別の事案に関して、従来より、
5 県立学校は県教育委員会に報告し、市町村立学校は各市町村教育委員会に報告し、各市町村教育委員会は必要に応じて県教育委員会に情報提供することとしており、引き続き継続する必要がある。^{*6}

さらに、インターネット上のいじめについては、「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」等により情報収集を行い、各県立学校、私立学校、市町村教育委員会等が連携して対応する必要がある。

今後とも、県に必要な職員を配置し、いじめに関する情報収集等の体制を充実していくことが必要である。また、収集した情報については、必要に応じて調査研究
15 に活用したり、いじめの防止や予防の観点から関係者と共有して活用したりすることが必要である。

（相談及び情報収集体制の充実）

第十三条 県は、児童等、保護者、学校の教職員その他のいじめの防止等に関係する者が安心して相談でき、その相談に速やかに対応できるよう、いじめに関する相談体制の充実を図るものとする。

2 県は、県内のいじめに関する情報の収集を行うとともに、市町村その他の関係者と相互に連携して迅速かつ適切な対応ができる体制の充実を図るものとする。

25 （3）いじめの予防のための取組の推進

県は、市町村その他の関係者と相互に連携し、いじめの予防のために以下の取組を推進する必要がある（条例第14条第1項）。

ア 児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組

^{*4}平成14年4月に千葉県教育委員会により設置された教育機関であり児童生徒及び保護者から寄せられる不登校やいじめ等の多様な相談に対応するとともに、教育関係者に対する支援を広く展開することで、児童生徒の社会性を育成している。

^{*5}文部科学省が実施している統計調査である。

^{*6}平成24年7月18日付け教指第808号『「文部科学大臣談話」について』参照

県ではこれまでも「いのちを大切にするキャンペーン」^{*7}においていじめ問題を重視し、「いじめゼロ子どもサミット」で採択した「いじめゼロ宣言」に基づく取組を行っている。また、いじめを題材にした道徳教育の映像教材^{*8}を作成し、道徳の時間などにおいて児童生徒がいじめ問題を主体的に考えることができるような取組を推進している。道徳教育^{*9}は、道徳の時間を要として、総合的な学習の時間や特別活動なども含め学校の教育活動全体を通じて行うものであり、いじめの防止等の対策において基礎となるものである。児童生徒に道徳心を培うことができるよう、指導事例や取組を検証し、改善することや研修の充実等により質の向上に努める必要がある。さらには、いじめの防止に取り組んでいる人（例えば、過去にいじめの被害を受けた人や、いじめの加害を反省し、現在の活動に生かしている人）などの体験に基づく講話を聴き、意見交換する取組なども有効である。

県は、今後もこれらの取組を充実させ推進していく。

イ 児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組

千葉県では「豊かな人間関係づくり実践プログラム」^{*10}を策定し、児童生徒の人間関係づくりやコミュニケーション能力の育成に取り組んでおり、今後もこれらの取組を充実させ推進していく。

この取組以外でも、日常の学校生活を丁寧に見守る中で、コミュニケーションに大きな課題を持っている児童生徒の存在を認知することがある。原因は多岐にわたると思われるが、その一つに、大人から受容される経験（ありのまま認め、愛し、信じてくれる大人との出会い）が不足している場合があり、このことは、人格の形成期にあって大きな課題となり、克服されないとそれが次の世代に連鎖する可能性も指摘されている。教職員は児童生徒の最も身近な大人の一人であり、児童生徒の個性を受容するという基本的な姿勢に留意し、日常の指導に当たる必要がある。

ウ その他いじめの予防のための対策

法教育の視点から、いじめ問題を考える取組を推進する。

*7 平成6年1月のいじめ撲滅キャンペーンを発展させ、「いじめ」や「人権」等をテーマに、各学校の実態に合わせて、体験を重視した活動や地域の人材を活用した活動を実施。具体的には「いじめゼロ子どもサミット」で採択された「いじめゼロ宣言」に基づき、子供たち一人一人が、児童・生徒会を中心に、話し合い等を通して、いじめについて真剣に考え、いじめ根絶のキャンペーンを展開するなどの取組を実施している。

*8 道徳教育推進プロジェクトの一環としていじめを題材としたDVD教材を作成し各学校で活用している。学級や部活動でのいじめ問題を取り上げ、児童生徒用の映像教材と併せて、同じ内容をまわりの大人の視点に変えて編集したものも作成し、保護者や地域での研修にも活用できる内容となっている。

*9 千葉県においては、小中学校に加え、県立高等学校において、道徳教育のより一層の充実を図るため、平成25年度から原則として第1学年（1年次）に、「道徳」を学ぶ時間35単位時間程度を導入し、特別活動の時間を中心に総合的な学習の時間等、各学校の教育課程に適切に位置付けて実施している。

*10 子供たちに、仲間同士が支えあい、助け合うために必要な能力や思いやりの心を育成するため、県教育委員会とNPO法人教育臨床研究機構・白井市教育委員会（白井市の小中学校）が連携し開発した「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の活用方法をまとめたDVDを県内の小中学校に配付し、実施している。

具体的に、被害者の視点からいじめを人権問題として捉え、差別などの不当な扱いについて「人権の保障」を求める具体的な法的知識を身に付けさせる。その上で「いじめゼロ子どもサミット」で採択したいじめゼロ宣言の「はなす勇氣」について児童生徒に考えさせ、議論させる等の取組を推進し、自分がいじめを受けた際に適切に対処する力（いじめに負けないための力）を養う。

次に、加害者の視点では、いじめ（加害）の行為により本人や保護者が背負う法的な責任を実例をもとに学習し、倫理的な責任と併せて考察する等の取組を推進する。

このほか、教職員の研修等による資質向上や、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置の充実に努める。

（４）いじめの早期発見のための取組の推進

県は、市町村その他の関係者と相互に連携し、いじめの早期発見に努め、発見したいじめに迅速かつ適切な措置を講ずる必要がある（条例第14条第2項）。このため、県は、各学校がそれぞれの実態に応じて定期的なアンケート調査を計画的に実施する取組を推進する。その上で、個人面談等児童生徒と教員が一对一で直接話す機会を設定するなどといった、学校によるいじめの把握に向けた取組を推進する。

そして、「発見したいじめに対しては迅速かつ適切な措置を講ずる」ことが重要であり、電話相談等により県がいじめを認知した場合、県立学校の事案であれば当該学校に連絡して迅速な対応を指導すること、市町村立学校であれば教育事務所経由で当該市町村に、私立学校であれば当該学校法人に、県外の学校であれば当該地方公共団体に、それぞれ連絡し、対応を依頼する。事案によっては、いじめを受けた児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある緊急の事態も想定されるため、速やかに警察へ通報する等、関係機関との連携も含め適切に対処する。

（予防及び早期発見）

第十四条 県は、市町村その他の関係者と相互に連携し、児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組その他いじめの予防のための対策を講ずるものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と相互に連携し、いじめの早期発見に努めるとともに、発見したいじめに対しては迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。

（５）人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のためには、学校における教職員をはじめとした人材の確保と資

質向上が欠かせないため、県は次に掲げる施策を講じる必要がある（条例第15条）。

ア 研修の充実を通じた教職員の資質の向上（条例第15条第1号）

教職員は、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導やその保護者への助言をはじめ、いじめの早期発見やいじめの防止等のための学校内における様々な取組を行うことになる。

この教職員の資質向上のため法定研修である初任者研修・10年経験者研修のほか、2～3年目の教員や6～7年目の教員に対する研修などでいじめ問題をより一層充実して扱うことが求められる。

このほかにも複数の研修^{*11}を実施しているところであり、これらを通して、各学校におけるいじめ問題に関するリーダーを育成し、各学校において質の高い研修が実施されるよう努める必要がある。

イ 生徒指導に係る体制等の充実のための教職員の配置（条例第15条第2号）

児童生徒が教職員に相談しようと考えた場合、児童生徒は相談相手の状況を敏感に感じ取るものである。教職員が忙しそうにしていれば、遠慮をして相談しない児童生徒も出てきてしまう懸念があり、いじめの早期発見に係る重大な障害となるおそれがある。

このため、現在も教職員の適正な配置に努めているほか、生徒指導の体制強化のための加配措置^{*12}も行っている。引き続き、県として体制の整備に努める必要がある。

ウ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の確保及び適切かつ十分な配置（条例第15条第3号）

「スクールソーシャルワーカー」は、社会福祉士等の資格を持ち、関係機関と連携して児童生徒の様々な課題の解決に当たっている。

また、「スクールカウンセラー」は、臨床心理士等の資格を持ち、いじめにとどまらず様々な児童生徒の相談を受けるほか、児童生徒を指導する上で、教職員、保護者などからの相談を受けている。さらに、いじめ事案によっては、背景に発達障害が疑われるなど、特別な支援を必要とする児童生徒が当事者となっている場合があり、教職員がより専門的な知見に基づき対応するため、校内研修の講師を務めるなど大変重要な役割を果たしている。

このほかにも、警察官経験者で学校に派遣されている「スクール・サポーター」、大学教授、医師、民間有識者などの生徒指導や教育相談に関わる専門家である「ス

*11 教育相談指導者養成研修（推薦研修）、条例の趣旨に基づき実施するいじめ防止対策推進研修（悉皆研修）がある。（平成26年度）

*12 生徒指導の体制等の充実のための教職員の配置例（平成25年度）

○いじめ・問題行動対応のための教員加配（小中学校） ○不登校対策のための教員加配（小中学校） ○生徒指導加配（高等学校）
○学校支援のための非常勤講師加配（特別支援学校）

クールアドバイザー」などが、学校を支援している。

平成26年度は、スクールカウンセラーを例にとると、公立中学校には全校配置が実現しているが、県立高等学校は70校（全体の56.0%）、公立小学校は35校（5.0%）にとどまっている。^{*13} 配置されていない学校における、教育相談のニーズについては当面、配置校との間で調整する。

また、私立学校については、小学校5校（55.6%）、中学校17校（70.8%）、高等学校42校（71.2%）にスクールカウンセラーが配置されている。

県は、今後とも、更なるスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の確保と適切かつ十分な配置に努める。

（人材の確保及び資質の向上）

第十五条 県は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、次の各号に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 研修の充実を通じた学校の教職員の資質の向上
- 二 生徒指導に係る体制等の充実のための教職員の配置
- 三 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーその他の心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるもの及びいじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保及び適切かつ十分な配置

（6）いじめの防止等のための啓発活動

県は、いじめに関する必要な広報その他の啓発活動を実施する必要がある（条例第16条第1項）。「広報その他の啓発活動」とは、県が発行する広報紙による広報やホームページによる周知のほか、保護者向け啓発資料の作成・配布などである。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、学校、家庭、地域にとってその防止が極めて重要な課題であることを周知していく。

また、正しい情報がいじめ問題に関係するすべての者に適切に伝えられていることは、いじめ防止等の対策の効果を高める上で、重要である。

*13 千葉市立学校については、政令市である千葉市がスクールカウンセラーを配置している。

例えば、条例にある「いじめに係る相談制度又は救済制度等」として、いじめについて児童生徒や保護者が相談できる、子どもと親のサポートセンターで実施している「24時間いじめ相談ダイヤル」、「教育相談」や法務省が実施している「子どもの人権110番」、県警察の少年相談窓口「ヤング・テレホン」などがある。学校の相談体制に加えて、児童生徒、保護者にこれらの相談機関が周知（電話番号を伝えるだけでなく、相談を促すメッセージが伝わるような周知）されていれば、いじめの早期発見に有効である。

このように、いじめの防止等のための広報や啓発活動は極めて重要であり、年間を通して実施していく。

特に毎年4月は学年が変わり、クラス替えが行われるなど、子供同士の人間関係が変化することで、ストレスが高まったり、情緒が不安定になったりするなど、いじめや問題行動等が発生しやすい時期であるため、条例では4月をいじめ防止啓発強化月間としている（条例第16条第2項）。

この時期に「児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組」「児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組」を推進し、教育相談体制の充実を図り、保護者への啓発活動を行うなど様々な取組を実施していく。

(啓発)

第十六条 県は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について、必要な広報その他の啓発活動を実施するものとする。

2 いじめの防止等に関する県民の理解を深めるため、毎年四月をいじめ防止啓発強化月間とする。

(7) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

県は、インターネットの適切な利用方法の周知その他ネットいじめの防止に資する教育及び啓発活動を推進する必要がある（条例第17条第3号）。インターネットを通じて行われるいじめへの対策は、ネット依存やSNS（ソーシャルネットワークキングサービス）を介した犯罪者との遭遇、性的被害などの問題とも関連し、情報リテラシー、情報モラルに関する教育を充実させ、総合的に対応する必要がある。

本県においては、まず、小学校低学年段階から保護者に働きかけ、現状の問題点や家庭でのルールづくりの必要性を啓発することに加え、中学校、高等学校では携帯電話端末等の利用に関するルールを生徒自らが議論し決定する取組などを通して、適切な使い方の学習を推進する必要がある。

5 なお、いじめに限らず児童生徒間のトラブルに携帯電話端末等の不適切な使用が影響を与えている事例が増加しており、また、大人が気付きにくいネット上で進行している点が問題の早期発見を困難な状況にしている。被害を受けた場合の対応（証拠の保全や速やかな相談など）とインターネット上のいじめを含む不適切な行為を

発見した場合の通報について児童生徒に改めて周知する必要がある。
また、保護者に対しては、インターネット上の児童生徒間トラブルに係る大きな問題点である情報の拡散や加害者の特定の困難さなどから、早期に警察と連携し対応することをあらかじめ周知する必要がある。

10 県は、児童生徒がネットいじめに巻き込まれていないかを監視する関係者の取組に対して、支援する必要がある（条例第17条第1号）。例えば、具体的な取組として千葉県いじめ問題対策連絡協議会等を通して、監視の方法や対象、課題等について積極的に情報交換を行ったり、監視の結果得られた情報が適切に学校に提供されるよう、連携を強化したりすることなどが考えられる。

15 県では中学校、高等学校、特別支援学校の生徒を対象に「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」を実施し、各学校や市町村教育委員会に情報提供する等、指導に努めている。このようにネットいじめに関する事案に対処する体制の整備を進める必要がある（条例第17条第2号）。これに加え、通信事業者等とも積極的に連携し、「ケータイ・インターネット安全教室」等の専門性の高い講師による啓発活動など、通信事業者等による取組の促進にも努める必要がある（条例第17
20 条第4号）。

（ネットいじめ対策）

25 第十七条 県は、インターネットを通じて行われるいじめ（以下「ネットいじめ」という。）に対する対策の推進のために、次の各号に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 児童等がネットいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組への支援
- 二 ネットいじめに関する事案に対処する体制の整備
- 30 三 インターネットの適切な利用方法の周知その他ネットいじめの防止に資する教育及び啓発活動
- 四 ネットいじめを防止するためのインターネットの利用に係る事業を行う者による取組の促進につながる施策

（8）調査研究

35 県は、いじめの防止等の対策について調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及する必要がある（条例第18条）。いじめ問題に関する調査については、

毎年実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（いわゆる問題行動調査）」を基本とし、必要に応じて本県が独自に調査を必要とする項目を追加して実施する。

このほか、平成26年度は、いじめ等の早期発見・早期対応に向けて、関係機関との連携強化や家庭・学校等への段階的・継続的な支援方策について探ることを目的に、「いじめ対策等生徒指導推進事業」を実施している（子どもと親のサポートセンターの事業及び2市への委託）ところであり、今後も必要な調査研究を行い、その結果を千葉県いじめ対策調査会や千葉県いじめ問題対策連絡協議会で共有するなど県全体に広めていくことが必要である。

(調査研究)

第十八条 県は、市町村、大学その他の関係者と連携し、いじめの防止及び早期発見のための方策その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

2 市町村の役割

市町村は、国や県等と協力して、当該地域の実情に応じたいじめの防止等に関する対策の実施に努める（条例第6条第1項）。市町村が法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針を策定する際は、条例の趣旨に則り、県いじめ防止基本方針を参酌することが望ましい。特に県と市町村の関係については、いじめ問題を含む生徒指導上の課題に対処するに当たり、中学校（主に市町村立）と高等学校（主に県立及び私立）の協力がますます重要になっており、引き続き連携を強化する必要がある。

また、市町村は、県同様に学校の設置者として、管理する学校におけるいじめの防止等に関する役割を担う（条例第6条第2項）。

各市町村は、いじめに関する個別の事案に関して、必要に応じて県に情報提供するとともに（第2-1-(2)参照）、県と連携していじめへの対処が進むよう努める必要がある。

(市町村の役割)

第六条 市町村は、国、県その他の関係者と協力しつつ、当該地域の実情に応じたいじめの防止等に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 市町村は、学校の設置者として当該市町村立の学校におけるいじめの防止等に関する施策を第一義的に実施すべき立場にあることを踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

3 県及び市町村以外の学校の設置者の役割

県及び市町村以外の学校の設置者（私立の学校を設置する学校法人、国立大学附属学校を設置する国立大学法人）についても、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる必要がある（条例第7条）。

- 5 また、個別のいじめ事案について、必要に応じて情報の共有など、県と連携を図り、いじめへの対処が進むよう努める。

（県及び市町村以外の学校の設置者の役割）

10 第七条 県及び市町村以外の学校の設置者は、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

4 学校及び学校の教職員の役割

- 15 学校及び学校の教職員は、保護者、地域住民、関係機関等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処する必要がある（条例第8条第1項）。

（1）「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）の策定

- 20 学校は、国基本方針、県いじめ防止基本方針（以下「県基本方針」という。）及び学校の所在する市町村が定める地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校基本方針を策定する（条例第12条）。市町村立学校については、一義的には当該市町村の基本方針を参酌することになるが、当該市町村が基本方針を策定していない場合は、県基本方針を参酌することが基本となる。また、県立学校及び私立学校については、県基本方針を参酌することが基本となるが、地域との連携の観点から、市町村の基本方針も参酌することが必要である。

- 25 学校基本方針策定の意義は、各学校が実効性のあるいじめ問題への具体的な対応策を決定するとともに、策定を通して、すべての教職員がいじめ問題への理解をより一層深めるという研修の側面がある。協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定、実行し、その成果を定期的に評価・点検して必要に応じた学校基本方針の改善を行うことが重要である。

- 30 なお、学校基本方針は、法で策定が義務付けられており、法の施行後、各学校においては先行して策定が進んでいる。この県基本方針の策定後は、各学校は県基本方針を参酌の上、必要に応じて加筆、修正等を行う必要がある。

以下に、各県立学校において学校基本方針を策定する上で参考とすべき「学校い

じめ防止基本方針策定の手引き」^{*14}を示す。市町村立学校や私立学校においても参考になるものであることから、学校基本方針の充実に向け、必要に応じて活用することが望まれる。

5 **学校いじめ防止基本方針策定の手引き（①～⑦はチェックリスト）**

○ 基本理念等について

法第2条第1項（いじめの定義）、法第3条（基本理念）、法第8条（学校及び学校の教職員の責務）等を踏まえ、各学校におけるいじめ防止対策の基本理念、コンプライアンス等について定める。

10 ①教職員、生徒等から幅広く意見を聴取して方針を策定している。

②いじめ問題に対する学校の基本理念、姿勢を全教職員の共通理解のもとに示している。

③いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応に当たり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わないことを示している。

15 ④いじめの定義を示している。（法及び国基本方針で定めたもので、各学校で定めるものではない。）

（参照）

・法第2条第1項（いじめの定義）、第3条（基本理念）、第8条（学校及び学校の教職員の責務）

20 ・国基本方針P. 1～8、P. 21～22

・条例第1条（目的）、第2条（定義）、第3条（基本理念）

○ 学校いじめ対策組織について

25 法第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）等を踏まえ、学校いじめ対策組織について定める。

⑤組織の構成や役割について示している。

⑥協議や対応する内容に応じて組織の構成を柔軟に定めている。

（参照）

30 ・法第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

・国基本方針P. 22～24

・条例第8条（学校及び学校の教職員の役割）

*14 平成25年11月21日付け教指第1325号『学校いじめ防止基本方針』の策定及び『学校におけるいじめの防止等の対策のための組織』の設置について（通知）にて示したものである（（参照）に条例の条文を追記している）。

○ いじめの未然防止について

法第15条（学校におけるいじめの防止）、法第19条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）等を踏まえ、各学校におけるいじめの未然防止に資する取組について定める。

⑦生徒、保護者への啓発活動を具体的に示している。

⑧教職員の不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを示している。

⑨学校全体で暴力や暴言を排除することを確認している。

⑩生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開（生徒一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与えるなどの取組）が自己有用感を高めるなど、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを示している。

⑪道徳教育、いのちを大切にしているキャンペーン、豊かな人間関係づくり実践プログラム（小・中学校）等の計画的、組織的な指導計画を示している。

・いつ、どのような場面で、どのような指導を行うか。

・インターネットを通じて行われるいじめ等の指導。

⑫過度の競争意識、勝利至上主義等が生徒のストレスを高める等により、いじめを誘発する問題について指摘している。

⑬生徒の自発的な活動を支援することが示されている。

・いのちを大切にしているキャンペーン、いじめゼロ宣言、生徒会の活動、生徒からの提案を加えることもよい。

（参照）

・法第15条（学校におけるいじめの防止）、第19条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

・国基本方針P. 6～8、P. 24～25

・条例第8条（学校及び学校の教職員の役割）、第9条（保護者の役割）、第14条（予防及び早期発見）、第16条（啓発）、第17条（ネットいじめ対策）

○ いじめの早期発見について

法第16条（いじめの早期発見のための措置）等を踏まえ、各学校におけるいじめの早期発見に向けた取組について定める。

⑭いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識のもと、いじめの状況把握のため定期的なアンケート調査の実施を示している。

・実施時期を明示している。

・いじめに特化した内容でなくてもよい。進路希望や悩みなどと併せていじめについて質問項目を設けることも可。

・インターネットを通じたいじめについて質問項目を設けるなど、明示している。

・調査実施時（記名調査とする場合は特に留意が必要）にいじめ加害者が被害者に圧力を掛けることも想定されるため、実施方法について詳細な留意事項を示している。

⑮アンケート以外のいじめを認知する取組（個別面談や教育相談等）を示している。

⑯いじめがあった場合の子供の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を示している。

⑰いじめ防止に関して、保護者との連絡方法を定めている。

・アンケート調査、保護者面談時、家庭への電話連絡など

⑱上記のほか、昼休み等授業時間外の生徒の人間関係を観察する等、日常的にいじめの早期発見に取り組むことを示している。

（参照）

・法第16条（いじめの早期発見のための措置）

・国基本方針P. 6～8、P. 24～25

・条例第8条（学校及び学校の教職員の役割）、第14条（予防及び早期発見）、第17条（ネットいじめ対策）

○ いじめの相談・通報について

法第16条（いじめの早期発見のための措置）等を踏まえ、各学校におけるいじめの相談・通報に係る体制について定める。

⑲学校におけるいじめの相談・通報窓口を示している。

⑳学校以外にいじめの相談・通報窓口を示している。

㉑いじめについて相談することや通報すること（いじめゼロ宣言の「はなす勇氣」について生徒に具体的に説明することなど）の指導を示している。

・いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめ」であると考えない。

・相談、通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではない。

（参照）

・法第16条（いじめの早期発見のための措置）

・国基本方針P. 6～8、P. 24～25

・条例第13条（相談及び情報収集体制の充実）

○ いじめを認知した場合の対応について

法第23条（いじめに対する措置）等を踏まえ、各学校においていじめを認知した場合の対応について定める。

②いじめ事案が発生した場合の報告連絡体制について定めている。

③警察への通報など関係機関との連携について示している。

④いじめ被害者の心情を理解した具体的な対応を示している。

- ・徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝える。
- ・今後の対応について説明し、不安な点を聴取し、対応策を示す。
- ・細かな点に配慮した対応について具体例を示す。

⑤いじめ加害者や周辺の生徒への聴き取り調査に関する具体的な方法や留意事項を示している。

- ・聴取の体制、記録の保存（手書き、ワープロでまとめたもの両方）、聴取時間や聴取場所の環境、休憩や食事時間、暴言や威圧等の不適切な聴取方法の禁止

⑥いじめ加害者が被害者や通報者に圧力（物理的、精神的）を掛けることを防止する対策を示している。

⑦いじめの調査結果について被害生徒、保護者へ情報を提供することや加害生徒、保護者へいじめの事実を通知することについて示している。

（参照）

- ・法第23条（いじめに対する措置）
- ・国基本方針P. 6～8、P. 25
- ・条例第3条（基本理念）、第8条（学校及び学校の教職員の役割）

○ 指導について

法第23条（いじめに対する措置）等を踏まえ、各学校においていじめの被害生徒のケアや加害生徒への指導の在り方について定める。

⑧いじめ被害生徒のケア（スクールカウンセラーの活用）や安心して学校に通学するための措置、保護者への支援について示している。

⑨いじめ加害生徒への指導事項や保護者への助言などの対応について示している。

- ・被害者が非常に恐れている場合を想定し、加害者への具体的な指導事項を示している。

⑩いじめ加害者への指導の観点から特別指導に関する内規を点検し、関係する内容を生徒、保護者に周知することを示している。

⑪いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の指導について示している。

(参照)

- ・法第23条（いじめに対する措置）、第25条（校長及び教員による懲戒）
- ・国基本方針P. 6～8、P. 25
- ・条例第4条（いじめの禁止等）、第8条（学校及び学校の教職員の役割）
第15条（人材の確保及び資質の向上）

○ 重大事態への対処について

法第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）、法第30条（公立の学校に係る対処）等を踏まえ、法第28条に定める重大事態が発生した場合の連絡体制や初動対応等について定める。

⑳ 重大事態について基準（法及び国基本方針で定めたもので、各学校で定めるものではない。）を示している。

㉑ 重大事態が発生した場合の対応を法に則り、示している。

・学校内及び教育委員会への報告、連絡

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→副校長→校長

校長→学校安全保健課→教育長→知事

↘ 指導課（二報以後の対応）

※二報以後の対応は、事案に応じて特別支援教育課、体育課となる場合がある。

※順序を示しているが、緊急時には、臨機応変に対応する必要がある。

- ・連絡先電話番号等を明記する。
- ・一報後、改めて、文書により報告する。
- ・必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する。
- ・学校いじめ対策組織の招集
- ・具体的な調査方法
- ・警察への通報など関係機関との連携

(参照)

- ・法第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）、第30条（公立の学校に係る対処）
- ・国基本方針P. 25～33
- ・条例第21条（重大事態への対応）、第22条（知事の調査）

○ 公表、点検、評価等について

学校いじめ防止基本方針の公表、点検、評価等について定める。

㉒ 学校いじめ防止基本方針をホームページで公表することについて示している。

㉓ 年度毎にいじめに関しての調査や分析を行い、これに基づいた対応を取ること
を示している。

③⑥年度毎にいじめ問題への取組を保護者、生徒、教職員等で評価することを定めている。

・既に実施している学校評価等に加えることも可

③⑦学校いじめ防止基本方針の見直し規定について示している。

5 (参照)

・国基本方針P. 21～22、P. 35

・条例第12条（学校いじめ防止基本方針）

10 (学校いじめ防止基本方針)

第十二条 学校は、国いじめ防止基本方針、県いじめ防止基本方針及び法第十二条の規定により当該学校の所在する市町村が定める地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

15 (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、いじめへの対応に当たり、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行う必要がある（条例第8条第2項）。また、学校にはいじめの防止等の対策のための組織を置く必要がある（法第22条^{*15}）。この組織が「情報の共有及び協力体制の構築」を実現するものであり、各学校のいじめの防止等の対策のための中核的組織である。

各学校においては、日頃からいじめ問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「学校管理部会」や「生徒指導部会」等の名称で既に組織を置いている学校がほとんどであり、既存の組織を活用して、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」としていじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させることは法の趣旨に合致するものであり差し支えない。組織の名称は、この組織が法第22条に規定する組織であることを確認した上で、各学校で決定する。

次に、組織の具体的な役割としては、

①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行

30 ・検証・修正の中核としての役割

②いじめの相談・通報の窓口としての役割

③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、

*15 法第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

共有を行う役割

④いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

5 などが挙げられる。

また、学校が重大事態の調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。

10 組織の構成については、組織の役割が多岐にわたっているため、固定的なものではなく、協議や対応する内容に応じて柔軟に対応できるものとするのが有効である。以下に具体例を示す。

①学校いじめ防止基本方針の策定（組織の全構成員の参加）

15 校長、副校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導担当教員、教務主任、学年主任、当該組織の事務担当教諭等数名、教育相談係、情報を担当する教諭等、養護教諭、スクールカウンセラー、生徒会の代表（生徒会の顧問が意見聴取する方法も考えられる。）、保護者の代表、警察、学校医等

②日常的な業務についての協議（組織の中に事務局を決め対応する。）

副校長又は教頭、生徒指導主事、当該組織の事務担当教諭等数名、教育相談係、養護教諭等

20 ③いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議（組織の一部に当該いじめ事案に関係する教職員が加わる。）

校長、副校長、教頭、生徒指導主事、当該組織の事務担当教諭等数名、関係学年主任、担任、関係学年の教職員、その他必要に応じて、教務主任、教育相談係、養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラー等

25 なお、スクールカウンセラーの未配置の公立学校は、近隣の配置校から、重大事態の発生時などに、スクールカウンセラーが組織に加わることができるよう調整する。

30 また、スクールソーシャルワーカーについて、重大事態等の対応で派遣等が必要な場合は、県立学校については直接、市町村立学校にあつては市町村教育委員会を経由して県に照会する。

（3）学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア 未然防止

35 いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。その際、条例第14条にある「児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考え

ることができる取組」「児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組」「その他いじめの予防のための対策」として、「いのちを大切に作るキャンペーン」、道徳教育の充実、「豊かな人間関係づくり実践プログラム（小・中学校用）」などに取り組むほか、各学校の実態に応じた取組を推進する。

5 また、法教育の視点から、いじめ問題を考える取組を推進する。具体的には、被害者の視点からいじめを人権問題と捉え、差別などの不当な扱いについて「人権の保障」を求める具体的な法的知識を身に付けさせるとともに、加害者の視点では、いじめの行為により発生する法的な責任を実例をもとに学習することなどが考えられる。

10 これらの取組を行う前提として、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う観点から学校環境を点検し、殊に暴力行為（器物破損も含む）や暴言については、教職員が率先して適切な言葉を使い、暴力を適正な方法で学校から根絶する取組を推進する。その上で、教育活動を通して児童生徒の具体的な目標や課題を設定し、児童生徒と教職員がとも
15 にも努力するなど、本来の学校の機能を充実させ、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることに努める。

加えて、教職員は、自らの言動が児童生徒に大きな影響を与えることを十分に認識して、児童生徒に適切な指導を行う必要がある（条例第8条第3項）。例えば、暴力傾向が顕著であり学級内で他の生徒の大きな圧力となっている生徒への
20 対応において、担任が当該生徒に懐柔するように接し続ける場合がある。このような状況でいじめが発生した場合（当該生徒が加害者）、いじめの被害者は担任と当該生徒の関係を十分理解しており、相談することが解決につながらないと考える可能性が高い。このように、学級経営を表面上維持するために、問題のある生徒の問題行動に一定の譲歩を行い、むしろ主導権を生徒に握られた状態で、いじ
25 めとなる行為を目の当たりにしても、注意を行わず、結果的にいじめに同調したり、加担したりする場合があるのではないかと懸念される。表面を繕う対応ではなく、周囲に協力を求め、組織として毅然と対応することが重要である。

イ 早期発見

いじめを受けている児童生徒は、自尊心からいじめを受けているという事実自
30 体を認めたくない場合や無意識のうちに事実を否定している場合があるほか、周囲に心配を掛けたくない、相談することでよりいじめが深刻化するのではないかなど様々な思いや考えから教職員や保護者、友人など誰にも相談しないことがある。さらには、いじめを受けていることを隠すために平静を装うことすらある。

また、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ
35 あいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われ

ることが多い。

例えば、プロレスごっこなどふざけあいを使った形態で行われ、教職員の前で加害者がふざけあいを主張し、被害者も同意せざるを得ないまま状況が悪化することなどもある。いじめではないかと違和感を持った事象は、当事者が否定したとしても早計にいじめではないと判断するのではなく、むしろ違和感を持った行為をやめさせながら、状況を注視し、必要に応じて指導をすることが大切である。

教職員はこれらのことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そのために、昼休み等授業時間外の児童生徒の人間関係を観察する等、日常的にいじめの早期発見に努める取組が重要である。さらに、いじめの状況把握のため、学校基本方針に各学校の実態に応じた定期的なアンケート調査を位置付け計画的に実施するとともに、個人面談等児童生徒と教員が一对一で直接話す機会を設定するといった取組が重要である。

加えて、校内の教育相談体制の充実に努めるほか、学校内外のいじめ相談・通報窓口の周知を徹底する。

同時に、児童生徒にいじめを受けていることを恥ずかしく思ったり、いじめを相談することを「先生にチクっている」と考えたりすることは、誤りであることを認識させ、早期の相談や通報が行われるよう指導を行う（いじめゼロ宣言^{*16}の「はなす勇気」について具体的に説明することなど）。その上で、「命令されたことをしないと暴言を浴びせられたり、集団で無視されたりする」「いじめられていることを先生に言ったら、更にひどい暴力を振るうと脅される」など、いじめの具体的な状況を想定し、どのように行動することが必要か考えさせることで、実際にいじめを受けた場合に、適切に対処できる力を養うことが重要である。

保護者には、いじめがあった場合の子供の変化の特徴を示し、気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知する。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、平素から報告連絡体制を徹底し、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

事案によっては、警察への通報など関係機関と速やかに連携する。

いじめ被害者の安全確保を最優先し、同時にケアを開始する。いじめ加害者や

^{*16} 平成19年1月、千葉県議会議場において、県内国公立の小・中・高・盲・ろう・養護学校（当時）177校の児童生徒が集まり、「いじめゼロ子どもサミット」が開催され、採択された宣言である。「やめる勇気」（人の心や体を痛めつける行為は絶対にしません。）「とめる勇気」（いじめから目をそらして逃げません。必ずいじめられている人に救いの手を差し伸べます。）「はなす勇気」（誰かに傷つけられていたら信頼出来る人に相談します。）「みとめる勇気」（自分と違う考え方や行動をとる人がいてもそれぞれの個性を素直に受けとめます。）の4つの勇気について宣言している。

周辺の生徒への聴き取り調査等を実施し、いじめ加害者には教育的配慮の下、毅然とした指導を行い、その保護者には指導上の助言を行う。

特に事実認定には細心の注意が必要である。和解させることを優先するあまり、無意識のうちに大きな流れを無視し、双方に問題があったとして、「喧嘩両成敗」のように問題の落としどころを見出すおそれがある。このことは、いじめの被害者に追い打ちを掛けるような精神的ダメージを与え、加害者からは真の反省の機会を奪い、保護者には不信を残すことになる。個々のいじめ事案における問題の本質を捉え、安易な解決方法に陥らないよう留意すべきである。

適切な調査に基づき、被害児童生徒、保護者には適宜状況を説明し、安心して学校に通学するための措置を確実に行う。説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝えることが大原則である。例えば、事実を伝えることで、被害者側が激高し、和解が困難となったり、学校の責任を追及したりすることが容易に予想されることを理由に、説明を曖昧にしたり、聞かれなかったから言わなかった等の対応を取ると、結局は、保護者の信頼を得ることができなくなる。学校は、いじめ問題の解決のため、事実関係を整理し、正面から誠実に対応することが児童生徒、保護者からの信頼につながる。

このような学校の姿勢を形づくる上で、校長をはじめとした管理職の役割は極めて大きい。個々の事案に最前線に対応する教職員は、その過程で何度も困難な状況に陥ることがある。時には、自らの対応の誤りから問題を悪化させることもある。その際、率直に相談できる環境であることが、組織的対応の基本であり、管理職自らが率先して、丁寧な対応を実践することが、その後の事態の推移に大きな影響を与える点に留意する必要がある。

加えて、日常の教育活動を通して管理職が児童生徒との関係を十分に構築することは、例えば、校長が全校集会での講話を活用するなど、いじめに対する学校の取組を理解させる上で効果が高まり、いじめを受けた場合や、認知した場合の学校への通報を促すことにもつながる。

また、いじめ事案の解決までは一定の時間を要したり、いじめが再発したりする事例もあることから、拙速な対応ではなく、いじめが発生した集団を長期的な視点で指導することが重要である。その際、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の指導についても組織的に実施する必要がある。

(学校及び学校の教職員の役割)

5 第八条 学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、警察その他の関係者との連携を図りつつ、児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる環境を整える等、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処するものとする。

2 学校は、いじめへの対応に当たり、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行うものとする。

10 3 学校の教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響を与えることを十分に認識して、児童等に適切な指導を行うものとする。

5 保護者の役割

15 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護する必要がある（条例第9条第1項）。基本理念にもあるとおり、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも優先されるべきである。しかし、実際には、いじめを受けている児童生徒は、保護者に心配を掛けたくないという思いや、家庭だけはいじめと無関係の空間にしておきたいなど様々な考えから、元気な様子を装い、いじめを受けていることを隠すことにより、いじめの認知
20 が難しい場合がある点に留意する必要がある。

また、保護者は「いじめが絶対に許されない行為である」ことを保護する児童生徒に理解させ、いじめを行うことのないよう、必要な指導を行うように努める必要がある（条例第9条第2項）。実際に、いじめが発生すれば、加害児童生徒の保護者は、適切な指導やしつけを行っていたかどうか問われたり、賠償責任が問われたりする
25 可能性がある。

以上の点を踏まえると、家庭教育の役割は極めて重要であり、各家庭では、学校や県、市町村から発せられるいじめに関する情報や、啓発資料等を積極的に活用することが、有効であると考えられる。

さらに、保護者は、国、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずる
30 いじめの防止等のための措置に協力するよう努める必要がある（条例第9条第3項）。

(保護者の役割)

第九条 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等
いじめから保護するものとする。

- 2 保護者は、いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 3 保護者は、国、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

6 県民の役割

県民は、児童生徒に対する見守り、児童生徒との交流の機会の確保その他の安心して児童生徒が過ごすことができる環境づくりに努める必要がある（条例第10条第1項）。具体的には、県民が、児童生徒が登下校する際に声掛けをすることや、地域の祭やゴミゼロ運動等行事において（自身の保護する児童生徒のみならず）地域の児童生徒との交流を積極的に行うことなどが考えられる。

また、県民は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、県、市町村、学校などに情報を提供するよう努める必要がある（条例第10条第2項）。いじめは、学校外において起こることも少なくない。学校外で、暴力を伴ういじめ事案が発生すると、人の目が届きにくいことから重症化する傾向もあり速やかな対応が必要である。

（県民の役割）

第十条 県民は、それぞれの地域において、児童等に対する見守り、児童等との交流の機会の確保その他の安心して児童等が過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

- 2 県民は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、県、市町村、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

7 重大事態への対処

（1）学校の設置者又は学校による調査

ア 重大事態の認知と調査

（ア）重大事態とは（法及び国基本方針から要約）

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

5 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

10 なお、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(イ) 重大事態（重大事態のおそれのあるものを含む。）を認知した場合の対応

15 まず、いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、学校は「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を迅速に開き、第一に被害者等の安全確保とケアを実施する。以後、一貫した組織的対応を行う。

20 次に、当該組織を活用し、情報を整理し、当該の事案が重大事態に当たるか否か判断するが、判断に迷う場合は、公立学校にあつてはその設置者である教育委員会に、私立学校にあつては県私立学校担当部署に連絡し、協議をしながら対応を決定する。

重大事態と認められる場合、学校は、設置者により①～③の方法で、電話等で速やかに報告を行い、その後、文書による報告を行う。（いじめの重大事態を認知した場合の報告）

①県立学校→県教育委員会→県知事

25 ※文書による報告は、県立学校管理規則にある事故報告書の様式による。

②市町村立学校→市町村教育委員会→市町村長

30 ※市町村教育委員会は、県教育委員会に情報提供をする。（教育事務所を経由する。）情報提供を受けた県は、条例第5条第3項に基づき、当該学校の設置者の要請を受けた場合には、迅速に必要な措置を行って協力する。

③私立学校→県私立学校担当部署→県知事

(ウ) 調査の主体等の決定

重大事態への対処は、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うこととなる（法第28条第1項）。

5 学校の設置者^{*17}は、当該いじめ事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。その際、調査組織の公平性・中立性の確保が重要であり、県立学校の事案について、学校の設置者が調査を行う場合は、「千葉県いじめ対策調査会」を活用することとなり、いじめ対策調査会長が会議を招集する。

10 なお、当該いじめ事案の被害児童生徒や保護者が当初から学校の対応に不信感を持っている場合や、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。この場合でも、学校は被害児童生徒の安全確保や加害児童生徒への対応、調査のための資料の提出等、学校として組織的な対応が求められることは言うまでもなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用した対応を継続することとなる。

(エ) 調査について

15 調査に当たっては、参考に示した国基本方針の内容により適切に実施する。

20 また、調査等における資料について、調査を担当する組織自らが収集することも想定されるが、実際には、学校から提出されるものの検討が大きな比重を占めることになる。その際、学校に都合の悪い内容を隠蔽しないのは当然のことであり、調査が進行する中で、新たに資料を提出し、隠蔽していたのではないかと疑念を持たれるような対応は、避けるべきである。

25 なお、児童生徒に質問紙調査を実施する場合は、調査により得られたアンケートを、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることから、調査前に、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

25 いじめ防止基本方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）（参考）

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

4 重大事態への対処（1）学校の設置者又は学校による調査

i) 重大事態の発生と調査 ⑤事実関係を明確にするための調査の実施

30 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅

^{*17}法第28条の調査を行う場合の公立学校の「学校の設置者」とは、学校を設置・管理する教育委員会を指す

的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

第 28 条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、別添 2 の「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」^{*18} を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の

*18 平成 25 年 10 月 17 日付け教指第 1198 号「いじめ防止基本方針の策定について（通知）」参照。文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340769.htm）参照

気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第 28 条第 1 項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

○ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う

○ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う

○ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案

○ 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要

○ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める

○ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める

○ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する

○ 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる

○ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要はある

(オ) 調査結果の報告等

組織による調査が終了したら、調査結果を学校及び学校の設置者が確認し、被害者側に事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供する。その際、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、
5 個人情報保護を拡大解釈し、説明を怠るようなことがあってはならない。

なお、加害者側にも、今後の指導等の必要から原則として事実を伝えることとするが、伝え方や時期については、被害者側への配慮に留意するとともに、事案に応じて警察との調整を行う。

その後、調査結果を、設置者により①～③の方法で、文書により報告する。

10 (いじめの重大事態の調査結果の報告)

① 県立学校→県教育委員会→県知事

② 市町村立学校→市町村教育委員会→市町村長

※市町村教育委員会は、県教育委員会に情報提供をする。(教育事務所を経由する。)

15 ※①②は、設置者が調査を実施する主体となった場合は、教育委員会が起点となる。

③ 私立学校→県私立学校担当部署→県知事

また、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることとする。
20

(カ) 関係機関等との連携について

いじめの重大事態への対応に当たっては、必要に応じて早期に警察や児童相談所等関係機関との連携を図りながら対応することが求められる。

(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

25 県立学校及び私立学校におけるいじめの重大事態について、知事は、必要があると認める場合は、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校の設置者等による調査の結果について再調査ができる(条例第22条第1項)。そして、県立学校の事案の場合、調査結果について議会への報告が必要となる(法第30条第3項)。

30 なお、国基本方針によると(1)で述べた学校又は学校の設置者による調査と並行して、知事が調査を行うことも想定できる。この場合は、児童生徒への心理的な負担や調査の重複の問題等を十分考慮する必要がある。

35 学校の設置者は、既に一度調査を実施しており、その結果に基づき、必要な措置を講じ始めていると考えられるが、更にこの調査の結果を踏まえ知事及び県教育委員会が、当該事態への対処又は同種の事態の防止のために必要な措置を講ずることとなる(条例第22条第2項)。

5 県立学校の場合は基本的に県教育委員会が主体となって必要な措置を講ずること
になる。私立学校の場合は基本的に知事が主体となって必要な措置を講ずること
となるが、その際、私立学校の自主性が尊重されるべきことは言うまでもない。法第
31条第3項には、当該学校法人又はその設置する学校が必要な措置を講ずること
10 ができるよう、知事が私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要
な措置を講ずることとされており、また、国基本方針においても私立学校に関して
「本法により特別に新たな権限が与えられるものではない」とされている点に留意
する必要がある。

10 なお、市町村立学校における重大事態については、当該市町村長が再調査を行う
ことができることとされている（法第30条第2項）。

（3）関係機関（県立学校、市町村教育委員会、私立学校など）が法第五章に規定する 対処等を実施しない等の相談を県が受けた場合

15 児童生徒や保護者から、法に定める重大事態への対処等を関係機関が実施しない
等の相談があった場合は、県が連絡、調整を行い、関係機関による適切な対処の実
施に向けて努力する必要がある（条例第21条第2項）。なお、「実施しない等」の
「等」は、対処が極めて遅いことや不十分であることなどが含まれる。

具体的に以下のような事例が想定される。

①県立学校の児童生徒・保護者から相談があった場合

県教育委員会が、県立学校に確認し、是正を行う。

②市町村立学校の児童生徒・保護者から相談があった場合

20 県教育委員会は、当該市町村教育委員会をはじめとした関係機関に連絡して対
応を依頼したり、場合によっては必要な助言を行ったりして、重大事態への対
処等が進むよう努める。

③私立学校の児童生徒・保護者から相談があった場合

25 県私立学校担当部署は、当該学校法人をはじめとした関係機関に連絡して対
応を依頼したり、場合によっては、県教育委員会と協力して必要なノウハウを伝
達したりして、重大事態への対処等が進むよう努力する。

④国立大学附属学校の児童生徒・保護者から相談があった場合

30 県は、当該国立大学法人をはじめとした関係機関に連絡して対応を依頼し、重
大事態への対処等が進むよう努力する。

⑤県外の学校に通う児童生徒・保護者から相談があった場合

下記（4）に定める対応を行う。

（4）児童生徒が県外に所在する学校に在籍している等の理由により、重大事態が県外 で発生している場合

千葉県在住で県外の学校に通っている児童生徒がいじめの被害となっているなど、重大事態が県外で起こっている場合に、県は、調整等を行い、対処等が迅速かつ適切に実施されるよう努力をする（条例第21条第3項）。県は、県外の学校に通う児童生徒のいじめ事案を認知した場合、県が当該児童生徒が通う学校の設置者等と協力を行うこととされている（条例第5条第4項）。これは、東京都をはじめとして埼玉県、茨城県など県外に通学している児童生徒が多い本県の特徴を踏まえたものである。

具体的な事例としては、東京都内の私立高校に通う千葉県在住の高校生のいじめ事案の情報が県に寄せられた場合、東京都の担当課に連絡し、対応を依頼するといったことが考えられる。

（5）市町村との連携による再調査

知事は、（3）で述べた県による調整の結果等を踏まえ、市町村と連携の下、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、重大事態への対処のため必要な調査等を行うことができる（条例第22条第3項）。市町村立学校における重大事態については、当該校又は当該教育委員会のもとに組織を設置して調査し、その調査結果については市町村長が再調査できることとなっているので（法第30条第2項）、県が調査する場合は、市町村長の再調査後となることが通常であると考えられる。

（重大事態への対応）

第二十一条 県は、重大事態が県立の学校で発生した場合には、関係機関と連携して、法第五章に規定する対処等を迅速かつ適切に行うものとする。

2 県は、児童等又はその保護者から、いじめにより当該児童等の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じ、又は当該児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているにもかかわらず、関係機関が法第五章に規定する対処等を実施しない等の相談を受けた場合には、当該関係機関への連絡その他の調整を行い、当該関係機関による対処が迅速かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

3 県は、児童等が県外に所在する学校に在籍している等の理由により、重大事態が県外で発生している場合には、当該重大事態に関係する地方公共団体、学校の設置者その他の関係機関に対し通報、協力の要請及び情報の提供等を行い、当該関係機関による法第五章に規定する対処等が迅速かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

（知事の調査）

第二十二条 知事は、法第三十条第一項又は法第三十一条第一項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大

事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

2 知事及び県教育委員会は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、第一項に規定するもののほか、前条第二項の規定による調整の結果等を踏まえ、当該学校の設置者と連携の下、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、重大事態への対処のため必要な調査等を行うことができるものとする。

第3 いじめの防止等のための対策の評価及び検証方法に関する事項

15 県教育委員会は、毎年、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を千葉県いじめ対策調査会に提出し、点検評価を受け、各種施策の改善を進める。

なお、いじめ対策調査会の提言等は、ホームページ等を活用し、広く周知する。

20 第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、それぞれの設置者の定める文書の保存に関する規則に従い適切に取り扱う必要がある。

2 教職員の業務の精選について

25 教職員が、児童生徒と直接かかわる時間を十分確保することは、いじめ問題のみならず、教育活動の成果を高める根源的な問題である。

従来から行っている方法をそのまま踏襲した非効率的な事務が教職員のより本来的な業務を圧迫することがないように各学校、教育委員会、関係部局は業務を点検し、事務の効率化を図る必要がある。

30 3 県基本方針の見直しについて

県基本方針は、千葉県いじめ対策調査会による「いじめの防止等のための対策の評価及び検証」に基づき、必要があると認められるときは、改善のための見直しを実施する。

35 県基本方針の内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、遅滞なく県民に周知する。